

平成28年 第11回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年11月28日（月）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室

3. 出席委員 10名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士

委 員	1番	大 津 雄 司
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員 3番 姫 野 康 二

5. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 非農地証明の発行について
- ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務次長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第11回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 10番の小野恵美子委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案第1号 1件)

議 長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案 朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたいただきたいと思ひます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2号～7号 6件)

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号～7号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第2号から4号につきましては、受人の方が同じなので、一括での説明を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

場所は中須賀グラウンドに近い場所です。受人の方は専業で稲作を5年以上やられております。経営面積も申し分なく問題ないと考えます。

議 長

2号議案について質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

3号議案について質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

4号議案について質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

続きまして、議案第5号につきましては、説明の方を議席番号4番の坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員

はい、説明します。水路組合に関わる水路の改善と農道の拡張の為、水路組合の責任者である受人の方が申請となったとのこと。用地の提供者の条件で、農地全てを取得しなければ提供しないということで、やむなく水路組合の代表の受人の方が全て購入することとなったそうです。農道以外の用地は責任を持って管理するそうです。ただ、受人の方は、農地を保有しているが、全てを耕作しているようではないので、規模拡大というのは意味合いが違うと考えてはいます。事務局の方にお尋ねしますが、念書を貰ったりなどはできないのでしょうか。

事務局

耕作しなければ許可を出す必要はないのですが、申請時は計画ですので、耕作するという書類が出てきます。その段階で判断するかは難しいと思うんですね。様子を見るわけにもいかないですし、許可を出したものを取り消せるとはなっておりますけど、3条の場合は許可を出したら所有権移転をする。登記後に許可を取り消しますとして、実質の効力が発揮できるかはなんとも。いろんなパターンがあると思うんですけど、今回はこれまでの経緯をみて判断し、皆さんで許可をしないというのはいり得るかなと。ただ、今回の件は悪質ではないので、これについてはいいのかなと。営農上の農道の拡張

なので。ちなみに、地元の人に話を聞いたのですが、地元としてもこの農道を広げるのは要望が強いのですが、だからといって地元の人がこの農地を買うのも難しいようです。今回のように要望はあるが、地元では実施が出来ないので水路組合がするというのは成り立っているかなど。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
続きまして、議案第6号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

はい、説明します。大体の内容は5号の坂本委員さんが説明した理由です。この場所は水路組合の大事な大きい水門がありまして、管理用の道が狭いのと、水門の改修などがある。渡人の条件で水路組合の代表が取得という案件です。拡幅と改修にかからない範囲も受人の方が耕作するとの事です。地元の農業振興にも貢献するので審議をよろしくお願いします。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
今回の案件は悪質ではないので良いですが、受人の方は農地を取得しては、何箇所か太陽光にしている経緯もあるので、今後似たような案件があれば気を付けていくように致しましょう。
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
続きまして、議案第7号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

渡人の方が近くに住んでないので、財産を処分するために、受人の方に譲りたいという案件です。受人の方は専業農家で大規模に畜産と水田をしておりますので、良いかなと思います。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第8号9号 2件)

議長

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案8号及び9号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第8号につきましては、説明の方を議席番号8番の安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

はい、8号議案について説明します。位置図は1・2・3ページをご覧ください。場所と致しましては、県道小挾間大分線を古野の方から石城の方に抜けた小学校の反対側です。貸し人と受人は親子でして、子供が小学校になる前に親と住みたいということで、親の土地に5条の貸借権の設定がしたいということで見に行ってきました。2ページを見ていただくと分かるのですが、進入路もあり農振の除外もされてますので問題ないと考えます。ただ、近隣の農地で同意が取れていないものがあつたので、それだけ伝えてます。審議をよろしくお願いします。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案第9号につきましては、説明の方を議席番号1番の天津雄司委員さんよりお願いします。

1番 天津雄司委員

はい、説明します。場所は下市地区の中心地です。位置図は5ページから9ページです。下市の中心部のあたりの家が立ち並ぶところです。借りる方と貸す方は親子関係です。息子さん名義のアパート経営をするための貸借権設定です。近隣に既に同名義のアパートも建っておりますし、転用も問題ないと考えております。隣地同意もとれております。先ほどありました合意解約もとれております。資金面も実効性があり問題ないと思います。開発案件です。以上です。

議長

質疑を受けます。

5番 高田英委員

はい。これいま開発の話が出たんですが、これは県の案件に関わってくるのですか。周辺と一体の開発に見えますが。

事務局

市の条例分です。市では周辺と一体の開発としています。県の方は年数が経っているからか一体とみていない。

議長

他にご意見はないですか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第10号から15号 6件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案10号11号12号15号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案13号14号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第10号につきましては、説明の方を8番の安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

はい。議案番号10号について説明します。位置図が10ページから、11、12となります。場所は県道小挾間大分線の由布川小学校の手前になっております。現地を見ると田にはなっておりますが、2・3年耕作しておらず、荒れた状態となっております。水路組合の方とも確認済みであり、問題ないと考えます。

議長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員

教えてください。水路は払い下げせず残すのですか。

事務局

水路は残します。蓋かけなので、上は通れる。用途廃止はしません。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

議長

議案第11号につきましては、説明の方を1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明致します。位置図は14から17ページになります。場所は挾間の郵便局から上りまして、保育園と幼稚園を過ぎてすぐに曲がり、五叉路の一角の場所になります。建売物件としての農地転用です。近くに初瀬井路があるということで、土砂の流出等が発生した場合は対応するとのことで、近隣には田んぼや家が点在しておりまして、問題ないと考えます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

議長

議案第12号につきましては、説明の方を1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

位置図が18から22ページになります。先ほどの場所から、医大バイパスの方に道を200～300メートル進んだ場所です。現状としては菜園として利用している土地でして、大きく分筆してきている土地で、最終的に残った筆で、今回宅地を建てるという内容です。周りには家だらけで、ほとんど農地が無い状態です。問題ないと思います。以上です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

議長

議案第13号につきましては、説明の方を6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6 番 麻生俊之輔委員

別紙の資料の23ページからなんですけども、資料の字図等をみれば分かるように、周りが宅地でありまして、近隣の同意もとれていると確認しております。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

5 番 高田英委員

すいません。25ページの配置図なのですが、かなり空地が多いように感じるのですが問題ないのでしょうか。

事 務 局

500㎡を越えておりまして、普通なら広いなと感じる案件なのですが、入口に地域の方が利用するゴミステーションが設置しておりまして、この辺は道路に停めて出すというよりは、敷地に停めて出すという状況も今も起こっているようですので、それを考慮して入口の分も若干面積が引けるのかなと。奥も少し広いように思いますが、そこに線を入れても何10㎡ぐらいになるので、ぎりぎり問題ないのではないかなと事務局的には思っております。

5 番 高田英委員

いままで農地にゴミステーションが最初からあったということですか。

事 務 局

そうです。ですので念の為始末書を頂いております。このゴミステーションも引続き使用が出来るので、やむなしかなと思っております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

議 長

議案第14号につきましては、説明の方を6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6 番 麻生俊之輔委員

別紙の27から28です。大龍の国道のすぐ近くなんですけど、隣が宅地ということで、転用したいということでしたので確認をしました。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

議 長

議案第15号ですが、資料が31ページから32ページにあるんですけども。受人の方の宅地に至る道が、軽トラックがやっという道だったのですが、この度少し分けようという話が付きましたので、今回の申請に至った訳でございます。皆さんの御意見ををお願いします。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案第16号～26号 11件)

議 長

続きまして、日程第5 非農地証明の発行について、11件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案16号～26号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第16号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。位置図が34ページから37ページです。点在しておりますが、過去に許可済み案件でありまして、今回非農地の証明の願いということで、問題は無いと考えます。

すいません。事務局に質問なのですが、隣の土地も同じ状況となっているように思うのですが。

事務局

隣の土地も同じ状況です。申請者とは別の方で、今回は出てません。事務局から案内する予定です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第17号から25号につきまして、私の方から説明を致します。議案17号につきましては、資料は38ページからです。この土地広いんですけど、バブルの頃に皆さんが手放していて、バブルがはじけて、会社が倒産して、お金はもらってるんだけど、登記をしていなかったということで見に行ってきたのですが、相当な山になっております。新しい会社が開発をするということで、非農地証明の発行申請となりました。周りもほとんど山になっておりますので、問題は無いと思います。

5番 高田英委員

開発の看板が見えているのですが、今回のですか。以前のものですか。

事務局

今回のものです。

議 長

バブルが終わってから手つかずになっていて、イノシシ等の住処になっている。それまでは段々畑で耕作をしていた。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第18号につきまして質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第19号につきまして質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第20号につきまして質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第21号につきまして質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第22号につきまして質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第23号につきまして質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第24号につきまして質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第25号につきまして質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第26号につきましては、私の方から説明を致します。申請者は高齢で、子供さんもないということで、20年ぐらい米をつくっておらず、非農地化しているので今回の申請になりました。
質疑はありませんか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案27号から29号 3件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案 27号から29号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 27号及び29号については利用権継続設定の案件ですので、一括で皆様から質疑を受けたいと思います。

9番 江藤国子委員

参考までに教えて欲しいのですが、年間5,612円というのは相場がこんなものなのでしょうか。なんでこんなに中途半端な金額なんだろうかと。

事 務 局

なんでこの金額かは分からないのですが、間違いなくこの金額で申請がありました。

議 長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」
(議案30号 1件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 議案朗読説明。

議案30号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

質疑はございませんか。

5番 高田英委員

これは保有合理化事業かなにかですか。

事務局

そうです。農地の売買事業です。

事務局より事業の説明。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。